

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六六

号）（先議） 要旨

生物多様性基本法が平成二十年に制定され、さらに、平成二十二年の生物多様性条約第十回締約国会議において採択された愛知目標の中に、「既知の絶滅危惧種の絶滅や減少が防止されること」が位置付けられるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が極めて高まってきており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を一層推進することが求められている。一方、希少野生動植物種はその希少性から高額で取引されるものが多く、違法な譲渡し等の再犯事例も発生しており、悪質な違法取引が後を絶たない状況にある。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策を一層強化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法の目的において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ること」が、「良好な自然環境の保全」のみならず「生物の多様性の確保」にもつながることを明らかにすることとする。

二、国の責務として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実にすることを明

記することとする。

三、希少野生動植物種の個体等に関して、販売又は頒布の目的の広告を原則として禁止することとする。

四、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する事務手続を改善し、個体等の区分又は主な特徴等に変更が生じた場合における変更登録、登録票の書換交付等の手続を新設することとする。

五、国内希少野生動植物種の保護増殖事業の円滑化を図るため、国及び地方公共団体以外の者が、環境大臣の認定を受けた保護増殖事業等として行う個体等の譲渡し等について、環境大臣の許可を要しないこととする。

六、国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないものとする。

七、罰則において大幅な強化を図り、希少野生動植物種の個体等の違法な譲渡し等に関する罰則の上限を引き上げることとする。

八、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。